

元離宮二条城事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第205号

元離宮二条城事務所規則の一部を改正する規則

元離宮二条城事務所規則の一部を次のように改正する。

「管 理 係 長

第2条第1項中「管 理 係 長」を 保存整備係長 に改め、同条第2項中「、所  
事業推進係長」

長補佐、担当課長補佐又は担当係長」を「又は所長補佐」に改める。

第3条第3項中「担当課長補佐、」及び「及び担当係長」を削る。

第4条中「、担当課長補佐、係長又は担当係長」を「又は係長」に改める。

第6条中「、担当課長補佐」及び「及び担当係長」を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)